

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 知事指定薬物の指定の失効

○ 保安林の指定

○ 保安林の指定予定

○ 保安林の指定施業要件の変更予定

○

○

○

○

○

【公告】

○ 未利用県有地売却の実施

○ 国土調査の成果の認証

医薬安全課

治山課

〃

〃

〃

〃

〃

〃

〃

財産活用課

中山間・地域振興課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第五百八十号

岡山県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成二十七年岡山県条例第十七号。以下「条例」という。）第十三条第一項の規定により、次の知事指定薬物の指定は、その効力を失った。

平成二十八年十一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 知事指定薬物の名称

N―（ニ―フルオロフェニル）―ニ―メトキシ―N―（ニ―フェネチルピペリジン
―四―イル）アセトアミド（通称名O c f e n t a n i l、A―3217）及びその
塩類

二 指定の失効の理由

条例第二条第六号に規定する薬物に指定されたため

三 失効年月日

平成二十八年十一月十一日

◎岡山県告示第五百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成二十八年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

岡山市北区三和一の四九、一の五八、一の五九、一の九七、一の九八、北区長野字拾石山六二二の一一九、六二二の一二〇、六二二の一三六から六二二の一三六まで、六二二の一四二から六二二の一四八まで、六二二の一五〇から六二二の一五六まで、北区富吉二五一四の二、二五一五の二、二五一五の七、二五一五の八、二五一六の三、二五一七の三、二五一八の二、二五一九の二、二五一九の三、二五二〇の一四から二五二〇の一八まで、二五二二の九、二五二二の一〇、二五二六の一、二五二六の一五二〇の一八まで、二五二七の三、二五二八の六から二五二八の八まで、二五二九の八、二五二九の九、二五二九の一、二五二九の二、二五三二の七、二五三二の八、二五三二の一〇、二五三三の三四、二五三三の四三、二五三三の六一から二五三三の六九まで、二五三三の七一、二五三三の七二、二五三三の七八、二五三三の七九、二五三三の八六から二五三三の九〇まで、二五三三の九二、二五三三の九三、二五三三の九五、二五三三の一〇一から二五三三の一〇三まで、二五四一の八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (1) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び岡山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 保安林予定森林の所在場所

真庭市山久世字中曾根二〇〇〇、字バシヤウ二〇〇二、二〇〇五、二〇〇六、字横路ノ上二二五一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び真庭市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
新見市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月十五日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。

新見市（次の図に示す部分に限る。）

(2) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(3) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(4) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かんよう}

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第五百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成二十八年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

新見市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び新見市役所に備え置いて縦覧に供する。）

平成28年11月15日 岡山県公報 第11839号

〔四六六〕次のとおり未利用県有地の売払いを実施する。

平成二十八年十一月十五日

一 物件の概要

岡山県知事 伊原木 隆 太

所在地	地目又は構造	面積(平方メートル)	予定価格(最低売払価格)	受付期限
土地 岡山市中区円山字岩坪前一六八番一	宅地	二九九・三七	一二、〇〇〇、〇〇〇円	平成二十九年七月三十一日(月)
土地 岡山市東区可児四丁目三八四番七	宅地	六八五・五八	二七、六三〇、〇〇〇円	平成二十九年七月三十一日(月)
土地 津山市総社字大根山五三一番、五三一番二	宅地、雑種地	二七七・〇四	三、一三〇、〇〇〇円	平成二十九年七月三十一日(月)
土地 総社市総社二丁目字藪下五四八番五	宅地	一八三・九三	一、五八〇、〇〇〇円	平成二十九年七月三十一日(月)
土地 備前市東片上字米当田二一	宅地	三、六二三・三八	四七、九一五、〇〇〇円	平成二十九年七月三十一日(月)

平成28年11月15日 岡山県公報 第11839号

土地 都窪郡早島町 若宮三七〇八 番七	土地 真庭市田羽根 字柳原五二九 番一二	土地 備前市東片上 字天神三八九 番二	建物 備前市東片上 字米当田二一 三番地一					三番一
宅地	原野	宅地	鉄骨造平家建	家建 ブロック造平 コンクリート	家建 ブロック造平 コンクリート	鉄筋コンクリ ート造平家建	鉄筋コンクリ ート造三階建	
三六九・五二	九 二、四九五・三	二九五・五九	二五・〇〇	一〇・〇〇	二五・二〇	一〇五・〇〇	八九六・四二	
一七、一四一、 二〇〇円	〇〇〇円 一二、五二〇、	〇〇円 一、九一八、〇						
平成二十九年 七月三十一日 (月)	平成二十九年 七月三十一日 (月)	平成二十九年 七月三十一日 (月)						

平成28年11月15日 岡山県公報 第11839号

		建物 都窪郡早島町 若宮三七〇八 番地七		土地 小田郡矢掛町 東川面字大田 九九六番一		建物 小田郡矢掛町 東川面字大田 九九六番地一	
ブロック造陸	コンクリート	屋根平家建	コンクリート ブロック造陸	鉄筋コンクリ ート造陸屋根 二階建	鉄筋コンクリ ート造陸屋根 二階建	宅地	平家建
六・五〇			六・五〇	一四二・五〇	一四二・五〇	八〇二・〇五	九・五四
						一一、三一九、 二〇〇円	
						平成二十九年 七月三十一日 (月)	

二 申込みの資格

日本国内に住所、事務所又は事業所を有する個人又は法人であること。ただし、次に掲げる者を除く。

- 1 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十八条の三第一項に規定する者
- 2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者
- 3 知事が地方自治法施行令第六十七条の四第二項各号のいずれかに該当すると認められた者であつて、その認めた時から三年を経過しないもの
- 4 申込者又はその役員が岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第一号に規定する暴力団又は同条第三号に規定する暴力団員等（以下「暴力団等」という。）である者
- 5 申込者又はその役員が暴力団等の統制下にある者
- 6 申込者又はその役員が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 申込者又はその役員が岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領別表一に掲げる措置事由に該当すると認められる者
- 8 その他知事が不相当と認める者

三 用途制限

- 1 売払い物件については、売買契約書に、次に掲げる用途に使用することを制限するとともに、これらの用途に使用するおそれのある第三者へ転売し、又は貸し付けることを禁止する旨の条件を付す。
- (1) 岡山県暴力団排除条例第二条第四号に規定する暴力団事務所その他これに類する施設の用に供すること。
- (2) 契約の締結の日から五年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第一項に規定する風俗営業、同条第五項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。
- 2 苫田郡鏡野町塚谷の売払い物件については、売買契約書に、住宅の敷地の用途に使用しなければならない旨の条件を付す。

四 申込方法及び留意事項

- 1 県有財産買受申出書に必要な事項を記入の上、2の印鑑登録証明書又は印鑑証明書

に係る印鑑を押印し、一の受付期限までに岡山県総務部財産活用課に提出すること。
2 添付書類

次により発行日から三月以内の証明書を添付すること。

- (1) 個人の場合 印鑑登録証明書 一通
住民票の写し 一通
誓約書 一通
- (2) 法人の場合 現在事項全部証明書 一通
印鑑証明書 一通
役員名簿 一通
誓約書 一通

3 原則として、先着順の売払いとなること。ただし、買受予定者を決定するまでの間に複数の者から申込みがある場合は、先着順の売払いによる随意契約を取りやめ、一般競争入札による売払いとする場合がある。

4 電話、ファクシミリ又は電子メールでの申込みはできないこと。

5 現状での引渡しになるので、必ず物件の下見と現状の確認を行った上で申し込むこと。

五 申込資格の確認

1 申込資格を審査し、申込資格があると認められた者に対しては、県有財産買受申出受付確認書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。ただし、一般競争入札による売払いとする場合には、別途その旨を通知する。

2 申込資格を審査し、申込資格がないと認められた者に対しては、県有財産買受申出不適合通知書により、県有財産買受申出書の提出日から起算して十五日以内に通知する。

六 契約の締結

県有財産買受申出受付確認書を受理した者は、同確認書に記載された日までに契約を締結すること。なお、契約の締結の際、契約金額の十パーセント以上に相当する額の契約保証金を納付すること。

七 売買代金の納入

売買代金（契約金額から六の契約保証金の額を差し引いた金額をいう。以下同じ。）は、原則として契約の締結の日の翌日から起算して二十日以内に納入すること。なお、

納入期限までに売買代金が完納されないときは契約を解除し、六の契約保証金は、県に帰属させる。

八 問い合わせ先

〒700-1857 岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県総務部財産活用課（電話〇八六一二二六一七二三五）

平成28年11月15日 岡山県公報 第11839号

〔四六七〕 国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、
 次のとおり国土調査の成果を認証した。

平成二十八年十一月十五日

岡山県知事 伊原木 隆 太

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
新見市	平成二十七年五月 ～ 平成二十八年六月	新見市 地籍図及び 地籍簿	哲多町宮河 内の一部	平成二十八年十月二十 日
里庄町	平成二十六年四月 ～ 平成二十八年三月	里庄町 地籍図及び 地籍簿	大字里見の 一部	平成二十八年十月二十 日
里庄町	平成二十六年四月 ～ 平成二十八年三月	里庄町 地籍図及び 地籍簿	大字新庄、 里見の一部	平成二十八年十月二十 日
新見市	平成二十六年九月 ～ 平成二十八年七月	新見市 地籍図及び 地籍簿	神郷油野の 一部	平成二十八年十一月四 日